

神崎市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年6月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	神 崎 市				民 間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)
全 体	人 7	歳 48.2	円 312,100	円 327,714	—	歳 —	円 —
学校等給食調理員	6	48.5	322,150	336,716	調理員	42.9	223,600
運 転 手	1	47.0	—	—	運転手	50.0	293,800

※平均給料月額とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 ※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(H16～H18年の3年カ平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※運転手については、職員数が1名のため個人情報の観点から、平均給料月額、平均給与月額を — としています。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
全 体	人 0	人 0	人 0	人 1	人 0	人 0	人 0	人 2	人 2	人 1	人 1	人 0
学校給食調理員	0	0	0	1	0	0	0	1	2	1	1	0
運 転 手	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

※データは平成19年4月1日現在。

(3) その他に関する事項

ア 給料表

国に準じて行政職給料表(二)を適用しています。

イ 技能労務職に係る特殊勤務手当

技能労務職員における業務の特殊勤務手当は設けていません。

ウ 昇給基準について

毎年、1月1日に勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える職員にあつては2号給)を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

技能労務職については退職不補充とし、臨時職員、非常勤職員等を活用していくことで、計画的な職員数の抑制及び定員管理に努めます。

給与については、退職時の特別昇給制度をすでに廃止しており、また、55歳を超える職員については、給与抑制措置を講じています。

更に今後は、国・県の動向及び民間企業等の給与水準を考慮し、市民の理解を得ることができるよう適正な運用に努めます。

3 具体的な取組内容

各年度における、人事院の勧告等を考慮し、適正な給与体系に努めます。今後、業務内容を検討し、実情に応じた職員配置を行うとともに、指定管理者制度の導入状況等も考慮しつつ、嘱託職員化や民間委託等を検討していきます。また、能力・実績に基づく勤務成績評定制度の導入に向け、引き続き検討を行っていきます。

民間委託等を含めた事務事業の見直しの検討を行うとともに、退職不補充などにより計画的な職員の削減に努めます。